移動等円滑化取組報告書(バスターミナル)

(2021年度)

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪シティバス株式会社 代表者名 代表取締役社長 木田 俊郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバ スターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
省令で定める 基準の遵守	旅客施設について、公共交通移動等円滑化基準に適合させ、主務省令で定める基準を遵守するよう努める。	実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士マニュ アルの配布	運転士マニュアルを全運転士へ配付し、車いすご利用のお客さまが乗降される際の介助や車いすの固定方法等について指導している。	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
週に関りる氏	民間資格(サービス介助士)取得に係る経費を会社が負担 し、2020年度末までに全運転手の資格取得に努めてきた。 2021年度以降の新規採用者にも同様に取得させる。	2020年度 166人取得

6	高齢者、	管害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮し	Z
~	ついてのハ	スターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動	

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況
(3)	報告書の公表方法
	ホームページで公表

(4) その他

当社が管理する出戸及び住之江バスターミナルは移動円滑化基準に適合しているが、今後ともバリアフリー水準を維持していく。

(2022年3月31日現在)

バスターミナルの 名称	市町村	たりの 利用者	公通等化省合無 共移円基令の 変動滑準適有			視害導口のの有無 のの の有無	案内設備 の設置の 有無	対応型	対応型 券売機	への対	リ付がでススはスフバ乗きぺまバの数
	県市	人									
出戸バスターミナル	大阪府 大阪市	1,476	0	0	5	0	0	0	_	0	-
住之江バスターミナル	大阪府 大阪市	1,987	0	0	6	0	0	_	-	0	-
(合計) 計 ターミナル			2	2	11	2	2	1	0	2	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
(2)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	0

(第7号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は─印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は─印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロック その他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。
 - 10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。